

## 台風10号被害の状況及び対応について（清水町）

（9月30日まとめ）

### ●清水町災害対策本部の状況

8月30日(火)16時30分 災害対策連絡会議

- ・気象状況の報告
- ・災害対策本部の設置について

8月30日(火)17時00分 災害対策本部設置

ペケレベツ川周辺の町内会に避難勧告を発令することを決定  
ただちに、避難所2箇所の開設の準備にかかる。

8月30日(火)18時30分

御影地区の被災に備えて御影公民館の避難所開設準備開始

8月31日(水)～9月1日(木)

対策部長会議を随時開催し、被害の状況把握を行う。

9月2日(金)9時00分 災害対策本部正副部長会議

- ・避難者の状況について
- ・公共施設・ライフライン等の被害状況について
- ・小中学校の対応について

9月5日(月)9時00分 災害対策本部正副部長会議

- ・避難者の状況について
- ・水道施設の状況について
- ・町内の被害状況について

9月12日(月)15時00分 災害対策本部正副部長会議

- ・被害状況報告書の取りまとめ結果について
- ・行方不明者の捜索状況について
- ・被災者への支援対策について
- ・被害施設の復旧対策について

9月16日(金)15時00分 災害対策本部正副部長会議

- ・被災者への支援対策について

9月30日(金)15時00分 災害対策本部正副部長会議

- ・被災者への支援対策について

## 【総務対策部】

### ○建物被害

全壊：住家 6 件、非住家 3 件、事務所・倉庫等 14 件、公共施設 3 件

半壊：住家 7 件

一部損壊：住家 13 件、倉庫等 13 件

床上浸水：住家 8 件、公共施設 4 件

床下浸水：住家 45 件、公共施設 1 件

### ○人的被害

清水町内で行方不明者 2 名 9 月 30 日をもって捜索中断

長山誠教氏（63 歳）（旭山地区） 延べ 675 名動員

椿勝彦氏（75 歳）（国道 38 号清見橋車両転落） 延べ 453 名動員

### ○避難指示・勧告（9 月 11 日全区域解除）

災害情報連絡会議招集 30 日 16：30

災害対策本部設置 30 日 17：00 避難勧告発令を決定  
避難所開設準備着手

清水市街 避難勧告発令 30 日 17：50 公栄、西文化、西清水  
31 日 0：20 清水市街全域 2,769 世帯

避難指示発令 31 日 0：20 公栄、清美、西文化、西清水  
350 世帯 722 人

避難勧告解除 31 日 14：00 有明を除く清水市街全域  
有明地区 171 世帯 351 人（勧告継続）

避難指示解除 2 日 12：30 公栄、清美、西文化、西清水

避難勧告解除 2 日 12：30 清美、西清水、西文化の一部地域を除く  
（清水地区の勧告はなし）

避難勧告解除 9 日 19：00

御影農村 避難勧告発令 30 日 19：15 御影中央 対象 38 世帯 99 人

避難勧告発令 30 日 20：45 千歳、旭山、剣山の一部  
対象 18 世帯 41 人

避難指示発令 31 日 0：50 羽田桐地区の一部 3 世帯

避難指示解除 31 日 14：45 羽田桐地区の一部 3 世帯

避難勧告解除 2 日 12：30 御影中央 対象 38 世帯 99 人

避難勧告発令 7 日 16：00 常盤の一部 1 世帯 2 人

避難勧告解除 9 日 19：00 千歳、旭山、剣山の一部  
対象 18 世帯 41 人

避難勧告解除 11 日 18：00 常盤の一部（御影地区の勧告はなし）

### ○被災証明書の交付

被災証明書交付申請受付を 9 月 20 日より開始 30 日現在 37 件申請

○鉄道への影響

特急列車 スーパーおおぞら、スーパーとかち全便運休

9月8日より1日3往復札幌～トマム間 臨時特急、トマム～帯広間 代行バス、  
帯広～釧路間 臨時快速で運行

10月1日より1日1往復新得～トマム間（清水経由）代行バスを追加  
普通列車 富良野～芽室間 当面の間、全列車運休

○電気の影響

停電：一時約900戸、

9月30日 メイプルゴルフ場、日勝峠、旭山別荘群の一部を除き復旧

○コミュニティバス

災害対応臨時運行

9月2日より清水市街巡回週6日、清水御影間週1日で無料運行

9月20日より通常運行再開、迂回路線のためダイヤ一部変更

○災害支援無料バス

十勝バスの無料運行

9月9日より清水高校スクールバス回送便を活用し、列車運休に対応して無料運行を実施

【民生対策部】

○避難状況（人数）

開始当初 30日 18：40

中央公民館 20名、保健センター 10名、御影公民館 7名 計 37名

最大人数 31日 8：50

中央公民館 123名、保健センター 130名、御影公民館 8名 計 261名

避難所別最大、中央公民館31日16：00 140名、保健センター31日8：50 130名

御影公民館30日22：30、1日22：00 25名

全員帰宅 9月21日 朝

○保育所・幼稚園の対応

保育所・幼稚園 8月31日より休所

御影保育所・御影学童クラブ 9月2日より再開

清水学童クラブ 9月5日より再開

第一保育所・第二保育所・清水幼稚園 9月6日より再開

○公共浴場の対応

町営公衆浴場 8月31日より断水に伴い休業、9月14日より再開、9月20日まで無料開放

近隣町の支援 9月2日より新得町のくったり温泉レイクインにて、清水町民無料入浴開始。これに合わせ9月3日より送迎バス運行。

新得町駅前公衆浴場、鹿追町トリムセンターでも無料入浴対応  
町営公衆浴場の再開に伴い、いずれの利用も16日まで

民間の支援 9月10日より十勝川温泉旅館組合の協力により、9月16日まで無料入浴対応

#### ○ごみ処理の対応

一般廃棄物収集 通行止め箇所を迂回し通常通り実施

清掃センター受け入れ 8月31日より周辺道路の損壊・通行止めを受け一般者の受け入れ停止

災害ごみの対応 浸水等による災害ごみの収集について、事前申し込みにより対応。  
9月10日より毎週土曜日収集実施。

#### ○清掃消毒作業

浸水家屋等消毒 避難区域を中心に浸水家屋に対し、9月8日より清掃消毒作業を実施。床上浸水5戸・床下浸水28戸・公共施設4戸実施。9月14日より家屋外構洗浄実施中。

9月13日から16日まで、鹿追町の防疫車（職員1名派遣）を借りて浸水家屋・敷地等の清掃及び消毒作業を実施

#### 【産業対策部】

#### ○農業関係被害

御影畑総地区農業用水停止（石山、円山除塵池）、タンクローリーによる応急給水  
石山－円山

受益面積 7,160ha

受益戸数 円山 105戸、石山 105戸 計 210戸

乳牛 約12,000頭

作物被害 3,279ha（冠水、倒伏、なびき等）

農地被害 202.82ha（114戸329ほ場436箇所）（土砂体積、農地流亡等）

明渠被害 36路線349箇所（護岸流失、法面浸食）

#### 【土木対策部】

#### ○道路通行止め箇所（9月30日現在）

国道38号線 清水町南4条 － 清水町字羽帯

国道274号線日勝峠 日高町千栄 － 清水町字清水

道道清水大樹線 清水町字清水 － 清水町字羽帯

町道34箇所

うち橋りょう損傷19箇所

地藏橋、錦橋、新錦橋、石山橋、旭山橋、平和橋、円山橋、ペケレベツ橋 ほか  
（損壊等被害は、橋梁24橋、道路79箇所、河川7河川）

○水道の被害

断水区域 8月31日0:30 清水市街全域、人舞、下佐幌  
約3,000世帯 5,890人 45.06km<sup>2</sup>

給水対応 31日8:00 清水市街3箇所で給水車配置+自衛隊1箇所  
9月3日以降5箇所+自衛隊1箇所に配置 6:00~20:00で給水  
9月16日6:00 給水車配置を市街地2か所に変更  
17日20:00 給水車配置を全廃  
18日 役場職員駐車場物置前に無人臨時給水所設置

断水解除 9月11日 清水市街地の一部、人舞、下佐幌で生活用水供給  
13日 人舞、下佐幌で飲用開始(断水解除)  
14日6:00 清水市街全域で生活用水供給  
15日17:00 清水市街全域で飲用開始(断水解除)

【文教対策部】

○学校等の対応

町内小・中学校 8月31日~9月2日休校、5日より再開

給食センター 5日より運営

断水のため給水車で水を確保し運営。節水による特別献立で対応

清水小・中学校 給水車により毎日給水

小学校は救援物資により飲み水節約

中学校は飲み水持参、救援物資配布、家庭の洗濯水節約のため制服、指定ジャージ以外の服装を許可

スクールバス 通行止めにより迂回ルート・停留所変更等の対応

清水高校スクールバス 十勝バス運行のスクール線増車

○社会教育施設の対応

文化センター 9月2日まで避難所設置 9月3日より通常使用再開

図書館 9月2日まで復旧作業のため臨時休館 9月3日より業務再開  
機械設備等の修繕等は今後実施

体育館 9月30日より使用再開 周辺環境整備及び機器修繕は継続

体育館前パークゴルフ場

浸食によるコースの一部消失のため、安全な9コースのみ9月30日より使用再開

農業研修会館 暖房設備及び消防設備等の修繕が必要、使用再開未定

柔道場 消防設備修繕のため農業研修会館と同様に使用再開未定

少年自然の家 土砂流入により管理人住宅等被害、使用再開未定

剣の郷創造館 土砂流入したが、施設は使用可能により9月20日より使用再開

【税務対策部】

○罹災証明書<sup>の</sup>交付

罹災証明書交付申請受付を9月20日より開始 30日現在 46件申請

【出納対策部】

○寄附金・義援金の受付

ふるさと納税受付インターネットサイトによる緊急寄附受付

9月1日 受付開始

受付件数 419件、受付金額 6,892,239円 (9月30日現在)

○役場窓口・口座入金等による寄附金・義援金受付

9月5日 寄附金受付開始 (11月30日まで)

受付件数 89件、受付金額 18,742,032円 (9月29日納付分)

9月5日 義援金受付開始 (11月30日まで)

受付件数 164件、受付金額 7,760,625円 (9月29日納付分)

## 見舞金の支給及び義援金の配分について

保健福祉課

### ○災害見舞金について

- ・従来、清水町には火災による見舞金条例しかなく社会福祉協議会の規定にあわせて全焼5万円を支給していたが、台風10号の被害が甚大であるため新たに制度化する。
- ・芽室町、新得町の見舞金担当者と協議し、区分と見舞額については別紙の要綱どおりに制定した。
- ・見舞金は2人以上の世帯で全壊15万円（単身10万円）、半壊・床上浸水7万5千円（単身5万円）、床下浸水4万5千円（単身3万円）。
- ・現在、罹災証明の受付、発行が進行中であるが、罹災証明による基準は建物評価額に対する損害割合なので、建物の基礎がむき出しになったとしても被害としては小規模なものとなり、その基準を全ての見舞金に適用させるのは町民の心情的に現実的ではない。
- ・見舞金は罹災証明を参考にしつつも証明の発行の有無を問わず、支給区分は保健福祉課で決定する。
- ・対象は町民に限定し、世帯は住民票によることとする。（住民票のない別荘等は該当しない。）
- ・見舞金という性格上、申請によるものではなく、町が被災者宅へ訪問し手渡しするものとする。（町長、副町長、教育長、課長職等）

### ○義援金について

- ・義援金の配分については、別紙要綱とおりに配分委員会をつくって審議し決定する。
- ・町に対する寄付金と被災者に対する義援金は厳密には違うが、どこまでを義援金扱いとするかは対策本部で決定する。
- ・被災者への配分は被災者再建支援法が適用された場合を規準とする。
- ・上記の場合、全壊は300万円、大規模半壊は150万円。
- ・義援金については、見舞金よりも規模が大きくなることが予想されること、寄付者の意向をより正確に反映させたいことから申請形式とする。修繕領収書、罹災証明等を用いて可能な限り被害額を把握し、上限額を設定し配分するものとする。
- ・義援金の集まりの程度によっては二次配分も有り得るものとする。

### ○今後のスケジュール

- 10月3日 議員協議会で説明（マスコミ周知）
- 10月6日 補正予算計上（広報等による住民周知）
- 10月11日～ 見舞金支給開始
- 10月11日の週 義援金配分委員会設置・義援金配分開始



# 清水町災害見舞金交付要綱

平成28年 月 日  
告示第 号

## (目的)

第1条 この要綱は、災害を受けた町民（以下「被災者」という。）に対し、応急的援護を行うため災害見舞金（以下「見舞金」という。）を支給することを目的とする。

## (用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害とは、火災又は暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震等の天災をいう。
- (2) 住宅とは、専ら自己の居住の用に供する清水町内にある建物で、現に居住し、生計を営んでいる住宅（併用住宅及び借家を含む。）をいう。
- (3) 世帯とは、独立の生活を営む生活単位をいい、生活実態を異にする場合はそれぞれの世帯とする。

## (支給の対象)

第3条 この見舞金は、前条に掲げる災害により被害を受けた被災者に対し支給するものとし、固定資産台帳に記載のある居住用建物とする。

## (見舞金の種類及び額)

第4条 見舞金の種類及び額は、災害の区分に応じ次のとおりとする。

区分	火災	全焼		半焼			
	地震・風害	全壊		半壊			
	水害	流出・埋没		半流失・半埋没 ・床上浸水		床下浸水（土砂流入）	
世帯	単身	2人以上	単身	2人以上	単身	2人以上	
1 住宅所有者	100,000円	150,000円	50,000円	75,000円	30,000円	45,000円	
2 住宅居住者（借家）	100,000円	150,000円	50,000円	75,000円	30,000円	45,000円	
2の内訳	住宅の所有者	70,000円	100,000円	30,000円	45,000円	20,000円	30,000円
	住宅の居住者	30,000円	50,000円	20,000円	30,000円	10,000円	15,000円

## (支給の決定)

第5条 町長は、災害が発生した場合その事実を調査確認し、速やかに見舞金の支給を決定しなければならない。

2 被害の程度の認定にあたっては、必要に応じ消防署長のほか関係機関等の意見を聴取して認定するものとする。

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この要綱は、公布の日から施行し、平成28年 月 日から適用する。





## 清水町災害義援金配分委員会設置要綱

平成28年 月 日  
告示第 号

### (設置)

第1条 本町は、清水町地域防災計画に基づき、被災者に対する義援金を公平かつ迅速に配分するため、清水町災害義援金配分委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (設置期間)

第2条 委員会は、災害発生時において義援金の寄託をうけたときから義援金の配分を決定するまでの間、設置する。

### (任務)

第3条 委員会は、義援金の配分に関し、次に掲げる事項について審議し、決定する。

- (1) 配分対象者に関すること
- (2) 配分基準に関すること
- (3) 配分時期に関すること
- (4) 配分方法に関すること
- (5) 前各号に掲げるもののほか、義援金の配分に必要なこと

### (組織)

第4条 委員会は次に掲げるもののうちから町長が委嘱する委員をもって組織する

- (1) 地区町内会の代表者
- (2) 清水町民生委員・児童委員協議会長
- (3) 社会福祉法人清水町社会福祉協議会長
- (4) 清水町赤十字奉仕団委員長
- (5) 清水町副町長

### (任期)

第5条 委員の任期は、第2条に規定する委員会の設置期間とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (委員長及び副委員長)

第6条 委員会に委員長及び副委員長各1名を置く。

- 2 委員長は副町長とし、副委員長は、委員長が指名する委員をもって充てる。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代行する。

### (会議)

第7条 委員会の会議は、委員長が召集し、委員長が議長となる。

### (意見の聴取等)

第8条 委員長は、特に必要があると認めるときは、委員会の会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

### (庶務)

第9条 委員会の庶務は、保健福祉課において処理する。

### (その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成28年 月 日から施行する。

# 平成28年台風10号による災害被害者に対する町税の減免に関する要綱



## (趣旨)

第1条 この要綱は、町税条例（昭和41年清水町条例第27号）第51条及び第71条、清水町国民健康保険税条例第17条の規定に基づき、平成28年台風10号による災害（以下「災害」という。）により被害を受けた町民に対する町民税、固定資産税及び国民健康保険税の軽減又は免除（以下「減免」という。）を行うことに関し必要な事項を定めるものとする。

## (個人の町民税の減免)

第2条 町民税の納税義務者（個人に限る。以下この条において同じ。）が災害により次の事由に該当することとなった場合においては、当該納税義務者に対して課する平成28年度分の町民税のうち、災害による被害を受けた日以後に納期の末日の到来する税額（特別徴収される町民税については、当該災害を受けた日以後に徴収すべき税額とする。以下同じ。）について、次の表の区分により減免するものとする。

事由	減免の割合
死亡したとき	全部
行方が不明となったとき	全部
生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による生活扶助を受けることとなったとき	全部
障害者（地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第292条第1項第9号に規定する障害者をいう。以下同じ。）となったとき	10分の9

2 町民税の納税義務者のうち、その者（納税義務者の法第292条第1項第7号に規定する控除対象配偶者又は同項第8号に規定する扶養親族を含む。）が居住する住宅につき災害により受けた損害の程度（町長が発行する罹災証明書により証明を受けた被害の程度をいう。以下この条、次条第2項及び第4条において同じ。）が床上浸水以上であるもので、平成27年中の法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、法附則第34条第4項に規定する課税長期譲渡所得金額（法第314条の2の規定の適用がある場合には、その適用前の金額とする。）、法附則第35条第5項に規定する課税短期譲渡所得金額（法第314条の2の規定の適用がある場合には、その適用前の金額とする。）、法附則第35条の2第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額又は法附則第35条の4

第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額がある場合には、当該金額を含む。以下同じ。)が1,000万円以下であるものに対しては、当該納税義務者に対して課する平成28年度分の町民税のうち、災害による被害を受けた日以後に納期の末日の到来する税額について、次の表の区分により減免するものとする。

合計所得金額	損害の程度	減免の割合
500万円以下であるとき	全壊又は大規模半壊	全部
	半壊又は床上浸水	2分の1
500万円を超え750万円以下であるとき	全壊又は大規模半壊	2分の1
	半壊又は床上浸水	4分の1
750万円を超え1,000万円以下であるとき	全壊又は大規模半壊	4分の1
	半壊又は床上浸水	8分の1

3 町民税の納税義務者のうち、災害により平成28年中において収穫すべき農作物について生じた損失額の合計額（農作物の減収価格から農業災害補償法（昭和22年法律第185号）によって支払われるべき農作物共済金額を控除した金額）が、平年における当該農作物による収入額の10分の3以上の額であるもので、平成27年中における法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額が1,000万円以下であるもの（当該合計所得金額のうち、農業所得以外の所得が400万円を超えるものを除く。）に対しては、農業所得に係る町民税の所得割の額（当該年度分の町民税の所得割の額を、前年中における農業所得の金額と、農業所得以外の金額とにあん分して得た額）のうち、災害による被害を受けた日以後に納期の末日の到来する税額について、次の表の区分により減免するものとする。

合計所得金額	減免の割合
300万円以下であるとき	全部
300万円を超え400万円以下であるとき	10分の8
400万円を超え550万円以下であるとき	10分の6
550万円を超え750万円以下であるとき	10分の4
750万円を超え1,000万円以下であるとき	10分の2

(固定資産税の減免)

第3条 固定資産税の納税義務者のうち、その所有する土地につき災害により損害を受けた者に対しては、当該損害を受けた土地に対して課する平成28年度分の固定資産税のうち、災害による被害を受けた日以後に納期の末日の到来する税額について、次の表の区分により減免するものとする。

損害の程度	減免の割合
被害面積が当該土地の面積の10分の8以上であるとき。	全部
被害面積が当該土地の面積の10分の6以上10分の8未満であるとき。	10分の8
被害面積が当該土地の面積の10分の4以上10分の6未満であるとき。	10分の6
被害面積が当該土地の面積の10分の2以上10分の4未満であるとき。	10分の4

- 2 固定資産税の納税義務者のうち、その所有する家屋につき災害により損害を受けた者に対しては、当該損害を受けた家屋に対して課する平成28年度分の固定資産税のうち、災害による被害を受けた日以後に納期の末日の到来する税額について、次の表の区分により減免するものとする。

損害の程度	減免の割合
全壊（解体したものを含む。）	全部
大規模半壊（解体したものを除く。）	10分の8
半壊（解体したものを除く。）	10分の6
床上浸水	10分の4

- 3 固定資産税の納税義務者のうち、その所有する償却資産につき災害により損害を受けた者に対しては、当該損害を受けた償却資産に対して課する平成28年度分の固定資産税のうち、災害による被害を受けた日以後に納期の末日の到来する税額について、次の表の区分により減免するものとする。

損害の程度	減免の割合
全壊、流失、埋没等により償却資産の原形をとどめないとき、又は復旧不能のとき	全部
主要構造部分が著しく損傷し、大規模な修理を必要とする場合で、当該償却資産の価格の10分の6以上の価格を減じたとき。	10分の8
使用の目的を著しく損なった場合で、当該償却資産の価格の10分の4以上10分の6未満の価格を減じたとき。	10分の6
使用の目的を損ない、修理又は取替えを必要とする場合で、当該償却資産の10分の2以上10分の4未満の価格を減じたとき。	10分の4

(国民健康保険税の減免)

第4条 国民健康保険税の納税義務者が災害により次の事由に該当することとなった場合においては、当該納税義務者に対して課する平成28年度分の国民健康保険税のうち、災害による被害を受けた日以後に納期の末日の到来する税額について、次の表の区分により減免するものとする。

事由	減免の割合
死亡したとき	全部
行方が不明となったとき	全部
生活保護法の規定による生活扶助を受けることとなったとき。	全部
障害者となったとき。	10分の9

2 国民健康保険税の納税義務者のうち、その者が居住する住宅につき災害により受けた損害の程度が床上浸水以上であるもので、当該納税義務者の世帯に属する被保険者の平成27年中の合計所得金額の合算額（以下「合計所得金額の合算額」という。）が1,000万円以下である者に対しては、当該納税義務者に対して課する平成28年度分の国民健康保険税のうち、災害による被害を受けた日以後に納期の末日の到来する税額について、次の表の区分により減免するものとする。

合計所得金額の合算額	損害の程度	減免の割合
500万円以下であるとき	全壊又は大規模半壊	全部
	半壊又は床上浸水	2分の1
500万円を超え750万円以下であるとき	全壊又は大規模半壊	2分の1
	半壊又は床上浸水	4分の1
750万円を超え1,000万円以下であるとき	全壊又は大規模半壊	4分の1
	半壊又は床上浸水	8分の1

3 国民健康保険税の納税義務者のうち、災害により平成28年中において収穫すべき農作物について生じた損失額の合計額（農作物の減収価格から農業災害補償法（昭和22年法律第185号）によって支払われるべき農作物共済金額を控除した金額）が、平年における当該農作物による収入額の10分の3以上の額であるもので、平成27年中における法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（法第703条の4第4項に規定するその世帯に属する国民健康保険の一般被保険者及び同条第12項に規定するその世帯に属する国民健康保険の退職被保険者等を含む合算額）が1,000万円以下であるもの（当該合計所得金額のうち、農業所得以外の所得が400万円を超えるものを除く。）に対しては、農業所得に係る国民健康保険税の額（当該年度分の国民健康保険税の額

を、前年中における農業所得の金額と、農業所得以外の金額とにあん分して得た額のうち、災害による被害を受けた日以後に納期の末日の到来する税額について、次の表の区分により減免するものとする。

合計所得金額	減免の割合
300万円以下であるとき	全部
300万円を超え400万円以下であるとき	10分の8
400万円を超え550万円以下であるとき	10分の6
550万円を超え750万円以下であるとき	10分の4
750万円を超え1,000万円以下であるとき	10分の2

(減免の申請)

第5条 前3条の規定により町民税、固定資産税又は国民健康保険税（以下「町民税等」という。）の減免を受けようとする者は、平成29年3月31日までに、町税等減免申請書に減免の事由を証明する書類を添付して、町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定にかかわらず、町民税等を減免すべき事由があることが明らかであると認める場合は、前項の規定による申請書の提出を待たずに、職権により町民税等を減免することができる。

(減免の決定通知)

第6条 町長は、前条の申請書の提出があった場合には、速やかに調査のうえ減免の処分を決定し、その結果を納税義務者に対し通知するものとする。

(減免の取消し)

第7条 町長は、虚偽の申請その他不正の行為により町民税等の減免を受けた者があると認めるときは、遅滞なくその者に係る町民税等の減免の決定を取り消すものとする。

(還付)

第8条 町長は、未到来納期分の町民税等が納付済みであるときは、減免の額に相当する金額を還付するものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、町民税等の減免に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、平成28年8月30日から適用する。





## 後期高齢者医療保険に係る災害減免

(広域条例第18条第1項第1号)

### 1 基本的考え方

震災、火災等の災害によって、被保険者又はその属する世帯の世帯主が、住宅、家財その他財産に著しい損害を受け、保険金や損害賠償金などをあてても損害を補てんすることができないなどにより、保険料を納付することが困難と認められた場合に行う。

居住に係る物件を対象とし、常時居住しない別荘やテナントなどは含めない。  
災害発生日以降1年分(12か月分)の月割保険料を減免することができる。

### 2 減免の基準

所得及び損害程度を減免の割合の判定基準とする。

所得条件：被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者の合計所得金額が1,000万円以下

前年中の合計所得金額	減免割合	
	損害の程度 2/10以上 5/10未満	損害の程度 5/10以上
500万円以下	1 / 2	全部
500万円超 750万円以下	1 / 4	1 / 2
750万円超 1,000万円以下	1 / 8	1 / 4

### 3 損害の程度の判定方法

り災証明書の記載内容により判定する。

**全壊・全焼** → 損害の程度 10分の5以上に相当

**半壊・半焼** → 損害の程度 10分の2以上 10分の5未満に相当

**床上浸水** → 損害の程度 10分の2以上 10分の5未満に相当

**一部破損** **床下浸水** → 軽度の災害とみなし、減免対象外

なお、り災証明書により上記のような損害の程度が判定できない場合は、税担当課等での調査(例：固定資産評価額の減額割合)により損害の程度を判定する。

### 4 減免額

災害が発生した日の属する月以後1年のうち、被保険者の資格を有する月の月割保険料相当額に、減免割合を乗じて得た額とする。

## 5 還付について

災害減免については、減免後保険料額より多く納めていた場合、還付を行う。

## 6 申請受付期間

災害発生日の属する年度の末日までに提出されなかった減免申請書についても、申請者の実情に応じて、当分の間災害発生日以降1年間受け付ける。

災害発生日から1年間経過した後に減免申請があった場合は減免の対象としない。

## 7 添付書類

り災証明書または住宅、家財の被害明細書の写し

## 8 翌年度の減免について

- ・原則確定賦課後に改めて申請書を提出してもらう。ただし、災害が発生した日に属する年度に翌年度の保険料減免申請書と同時に受け付けることも可能とする。

- ・同時に受け付けた場合は、翌年度の保険料における減免の決定は確定賦課後に行われることを申請者に知らせる。

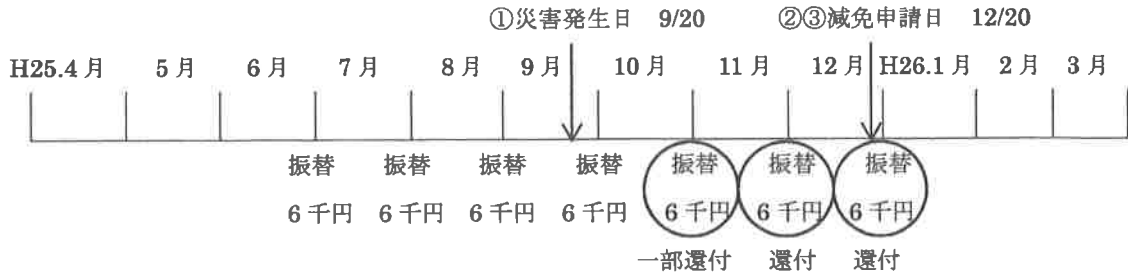
- ・翌年度の減免額は、翌年度賦課額を基準に月割保険料を算出し、これに減免割合を乗じて得た額とする（平成25年10月に災害が発生した場合は、平成26年4月～9月までの月割保険料に減免割合を乗じて得た額を減免額とする）。

- ・翌年度の保険料については、まず確定賦課後に減免額が反映されない保険料情報が送付される。次に減免後の保険料情報が再度送付されるので、それを基に市町村にて期割を判断し、納入通知書等を作成する。



例:災害減免該当が見込まれる被保険者(被保険者以外の世帯主との2人世帯)。  
 納付方法は普通徴収(口座振替)で、6~3月まで6,000円ずつ納める場合。

損害の程度	減免前保険料額	合計所得(世帯主と被保険者全員の計)
全壊	60,000円	400万円



①災害発生   ②納付相談のため来庁   ③証明書類と共に申請書を受け付ける

#### 減免の可否判断

合計所得が1,000万円以下で、損害の程度が全壊であることから、減免に該当する。

#### 減免額の計算

災害発生日に属する月を含めた月割保険料額(9~3月までの35,000円)に減免割合を乗じる。前年中の合計所得が400万円で、減免割合は全額となるため、減免額は35,000円となる。

#### 減免後保険料額

$$60,000円 - 35,000円 = 25,000円$$

申請日時点での既納額 36,000円

申請日時点で既に減免後保険料を納付しているため、11,000円を還付する。

12月口座振替分についても中止手続きが間に合わない場合は還付処理を行う。

特別徴収の場合についても、特徴の中止手続き及び還付処理を行う。

#### <翌年度の保険料額について>

翌年度減免前保険料が120,000円の場合

残りの月割保険料額(4~8月までの50,000円)に減免割合を乗じる。

前年中の合計所得が400万円で、減免割合は全額となるため、減免額は50,000円となる。

#### 減免後保険料額

$$120,000円 - 50,000円 = 70,000円$$

○平成 28 年台風 10 号の災害被害者に対する清水町介護保険料減免取扱要綱（案）

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、清水町介護保険条例（平成 12 年清水町条例第 23 号。以下「条例」という。）第 9 条第 1 項に規定する保険料の減免について、清水町介護保険条例施行規則（平成 12 年規則第 41 号。以下「規則」という）に定めるもののほか、減免の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

（災害による減免）

第 2 条 条例第 9 条第 1 項第 1 号の規定の災害により、第 1 号被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が住宅、家財又はその他の財産に損害を受けたことにより、保険料の納付が困難であると認められるときは、損害の割合及び区分（所得金額）に応じ、次の表に定める割合により平成 28 年度介護保険料を減免することができる。

損害の程度		免除割合	
		2/10 以上 5/10 未満 (半壊、床上浸水)	5/10 以上 (全壊)
所得金額 (前年度)	500 万円以下	2 分の 1	全部
	500 万円超え 750 万円以下	4 分の 1	2 分の 1
	750 万円超え 1,000 万円以下	8 分の 1	4 分の 1

(2) 第 1 号被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、死亡又は行方不明となったときは、保険料を全額免除するものとする。

(3) 第 1 号被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、障害者（地方税法第 292 条第 1 項第 9 号に規定する障害者をいう。）となったときは、保険料の 10 分の 9 を免除するものとする。

(4) 減免の適用開始は、災害を受けた日の属する月から適用することとし、その申請受付期間は、平成 29 年 3 月 31 日までとする。

（所得減少による減免）

第 3 条 条例第 9 条第 1 項第 1 号の規定の災害により、第 1 号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者のうち、災害により平成 28 年度中において収穫すべき農作物において生じた損失額の合計額（農作物の減収価格から農作物共済金を控除した金額）が、平年における当該農作物による収入額の 10 分の 3 以上の額である者（農業所得以外の所得が 400 万円を超える者を除。）に対して、次の前年中の合計所得金額の区分により減免することができる。

合計所得金額	減免の割合
300 万円以下であるとき	全部
300 万円を超え 400 万円以下であるとき	10 分の 8
400 万円を超え 550 万円以下であるとき	10 分の 6
550 万円を超え 750 万円以下であるとき	10 分の 4
750 万円を超え 1,000 万円以下であるとき	10 分の 2

(生活保護法の適用を受けることとなった場合の減免)

第 4 条 生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)第 6 条第 1 項に規定する被保護者は、減免しないものとする。

(減免の申請)

第 5 条 保険料の減免を受けようとする者は、減免申請書のほか、必要に応じ次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 収入状況申告書
- (2) 給与証明書
- (3) 月別収入額及び必要経費内訳書
- (4) 罹災証明書
- (5) その他必要な証明書類

(減免の取消し)

第 6 条 町長は、保険料の減免を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、その決定を取り消し、減免により免れた保険料を追徴するものとする。

- (1) 資力の回復その他事態の変化により減免の適用を不相当と認めたとき。
- (2) 偽りその他不正な行為により減免の決定を受けたと認めたとき。

(補足)

第 7 条 この取扱要綱に定めるもののほか、必要事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成 年 月 日から施行する。

## 台風 10 号の被災に係る清水町商工業者への支援要綱(案)

### (目的)

第 1 条 台風 10 号により断水、停電、道路・橋梁等の損壊、河川の氾濫等により被災し、損害を被った町内商工業者が、安定した事業運営を継続していただくために、今回の災害により借入を行う清水町中小企業近代化資金融資について、運転資金及び設備資金により支援することを目的とする。

### (支援内容等)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる事項について支援等を行う。

#### (1)運転資金

- ①申請見込み件数 30 件
- ②貸付見込み額 1 件当たり 300 万円 (条例規定上限度額 1,500 万円)
- ③貸付総額 9,000 万円 (30 件×300 万円)
- ④貸付年限 5 年以内
- ⑤貸付利率 金融機関が示す利率  
※現在の利率 1.85% (5 年以内) 2.15% (5 年を超える)
- ⑥利 息 町が全額補給
- ⑦保 証 料 町が全額補給
- ⑧申請方法 ア)通常近代化資金貸付の手続きによる。  
イ)申請者は罹災又は被災証明書を添付する。
- ⑨貸付額の査定 ア)通常近代化資金貸付の手続きと同様に商工会及び金融機関が査定する。  
イ)断水等により営業できなかった日数による損害  
ウ)道路、橋梁等の損壊に伴い集客減による損害  
エ)その他営業に係る損害

#### (2)設備資金

- ①申請見込み件数 3 件
- ②貸付見込み額 1 件当たり 1,500 万円 (条例規定上限度額 1,500 万円)
- ③貸付総額 4,500 万円 (3 件×1,500 万円)
- ④貸付年限 10 年以内
- ⑤貸付利率 金融機関が示す利率  
\*現在の利率 1.85% (5 年以内) 2.15% (5 年を超える)
- ⑥利 息 町が全額補給
- ⑦保 証 料 町が全額補給
- ⑧申請方法 ア)通常近代化資金貸付の手続きによる。  
イ)申請者は罹災又は被災証明書を添付する。

⑨貸付額の査定 ア) 通常の近代化資金貸付の手続きと同様に商工会及び金融機関が査定する。

イ) 直接的な損害（店舗、倉庫、車両、備品など）

（申請期間等）

第3条 この要綱における支援内容にかかる申請期間は、前条各号とも平成28年12月30日までとする。

※平成28年8月30日台風10号災害に係る罹災及び被災証明の申請期間は、9月20日から11月20日まで

（支援策の根拠）

第4条 この要綱における支援の根拠については、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 運転資金

・ 清水町中小企業近代化資金融資条例第6条第1項第4号（災害その他やむを得ない理由）の運用

(2) 設備資金

・ 清水町中小企業近代化資金融資条例第6条第2項各号を災害適用として運用

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。